

## 遺産分割協議書

被相続人 山田 宗隆（令和元年5月1日死亡）

最後の住所 ○○県○○市 2-29-1

最後の本籍 ○○県○○市 497

登記簿上の住所 ○○県○○市 3-24-14

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

令和1年5月1日死亡、○○県○○市 3-24-14 山田 宗隆の死亡により開始した相続の共同相続人である 山田 貴教、山田 優子 2名は、その相続財産について、次の通り分割を協議し、決定した。

1. 相続人 山田 貴教は、次の不動産を取得する。

土地 所在 ○○県○○市 3丁目

地番 24番14号

地目 宅地

地積 160.05m<sup>2</sup>

建物 所在 ○○県○○市 3丁目 24番14号

家屋番号 1番4号

種類 居宅

構造 鉄骨造ストレート葺

床面積 1階 65.32m<sup>2</sup>

2階 51.21m<sup>2</sup>

3階 48.11m<sup>2</sup>

2. 相続人 山田 優子は下記の財産を取得する。

○○銀行○○支店の預金 普通預金 口座番号 0876543 の残高全額

○○銀行○○支店の預金 定期預金 口座番号 0876543 定期預金番号 12~22 番のすべて

3. 相続人 山田 優子は、被相続人の債務全てを継承する。

4. 相続人 山田 優子は被相続人名義の次の負債を継承する。

金銭消費貸借契約

金 500,000円 債権者○○ファイナンス株式会社

(後日判明した財産)

5. 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人全員が、その財産について再度協議を行うこととする。

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和元年7月6日

相続人 山田 貴教

住所 ○○県○○市 2-29-1

氏名 実印

相続人 山田 優子

住所 ○○県○○市 1-12-15-401

氏名 実印